

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年11月9日（金）午前9時30分～午前10時15分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第33号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第34号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第35号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第36号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (6) 議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第8回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>10月12日 クラカアグリ(株)に関する協議(役場)</p> <p>10月19日 有害鳥獣被害対策協議会(役場)</p> <p>へ出席しました。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 平井康夫委員と、8番 平井忠行委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>32</u>号から議案第<u>37</u>号の<u>6</u>議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第<u>32</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長 3 番 委 員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>38</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人はご高齢で町外にお住まいです。譲渡人は譲受人の隣にお住まいでした。今後の管理をお願いする為に、この土地を譲り渡します。この土地は、譲受人の自宅の近くです。適正に管理されると思います。問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号<u>38</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>38</u>番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号<u>39</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>

<p>2 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>譲渡人は、県外にお住まいです。土地の管理が難しいという事です。 この土地の近くにお住まいの譲受人に譲り渡し、管理していただく事になりました。 譲受人は、新規就農者のお世話をされたりしており、大変親切な方です。問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>39</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>39</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>33</u>号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>3筆ありますが、既に転用されています。約20年から30年前に転用されたようです。周辺の土地に影響はありませんので、問題ないと思います。転用の申請書に始末書をつけて提出されています。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。
2 番委員	この土地は、随分昔から露天資材置場として使用されています。転用の申請書に始末書をつけて提出されています。
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきましては、議案第 <u>34</u> 号事案番号 <u>25</u> 番から <u>31</u> 番と同一案件のため、後ほど一括審議します。
議 長	<p>議案第 <u>34</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>7</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> <p>なお、本案件は現在、河川法の協議中のため、河川法の許可見込みとなった場合には許可処分することとして、審議をお願いします。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	<p>事案番号 <u>25</u> 番から <u>31</u> 番及び議案第 <u>33</u> 号事案番号 <u>8</u> 番は、同一案件のため、一括審議します。</p> <p>地元委員の意見を申し上げます。</p>
2 番委員	土地は、合計で8筆です。この土地の東側は工場、西側は譲受人の露天資材置場があります。その露天資材置場拡張の転用申請です。現地確認をした限りでは、周辺の土地に影響はないと思います。

議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>25</u> 番から <u>31</u> 番及び議案第 <u>33</u> 号事案番号 <u>8</u> 番 につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
9 番委員	<p>河川法について説明をして下さい。</p>
事 務 局	<p>はい、河川法の協議が必要な理由について説明します。 申請地は小田川の堤防に隣接した農地で、申請内容は、堤防の法面を埋め立てるという内容ですので、堤防に手を加える場合には、小田川を管理している岡山県の許可が必要です。現在、その協議を県と進めているという状況です。</p>
9 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
8 番委員	<p>では、農業委員会が許可をしても、河川法の許可がおりないと転用が出来ないということですか。</p>
事 務 局	<p>はい、そうです。</p>
8 番委員	<p>申請をする順番は、農業委員会が先ですか。</p>
事 務 局	<p>同時申請になります。</p>
8 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>25</u> 番から <u>31</u> 番及び議案第 <u>33</u> 号事案番号 <u>8</u> 番 につきましては、許可見込みと決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>8</u> 件について、後日、河川法許可に併せて許可処分を行うことし、本日は処分保留とします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>35</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。
議長	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>2番委員</p> <p>この土地を、譲受人が露天駐車場に転用します。 周辺の土地に影響はありませんので、問題ないと思います。</p> <p>議長</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 <u>36</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>3</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>事案番号5番については、ほ場整備が実施された農地であるため、第1種農地としております。</p> <p>第1種農地については、原則転用が出来ない農地ではありますが、例外許可規定「地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して」に該当しますので転用が可能となっております。</p> <p>その他の農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。

<p>議 長</p> <p>8 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p> <p>譲受人は譲渡人の孫です。 この土地と隣の土地を合わせ、居宅と車庫を建てます。 雨水は北側に流れている川に、下水道は南側にとおっており家庭排水はそちらに接続します。周辺の土地に影響はありませんので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子です。 この土地に、作業場、露天資材置場と露天駐車場を設けます。北側は、譲受人の自宅です。排水について問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子です。この土地を、居宅と露天駐車場に転用します。 周辺の土地に影響はありませんので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議ございませんので、事案番号 <u>6</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>37</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 132) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを70件議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(集積計画の概要説明)</p>
議 長	<p>それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>矢掛地区について説明します。</p> <p>矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
美川地区 推進委員	<p>美川地区について説明します。</p> <p>美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
三谷地区 推進委員	<p>三谷地区について説明します。</p> <p>三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
山田地区 推進委員	<p>山田地区について説明します。</p> <p>山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
川面地区 推進委員	<p>川面地区について説明します。</p> <p>川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
中川地区 推進委員	<p>中川地区について説明します。</p> <p>中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。</p> <p>すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>

小田地区 推進委員	小田地区について説明します。 小田地区で申請はありませんでした。
事務局	町外について説明します。 町外の申請はありませんでした。
議長	各地区の確認報告が終わりました。 この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。 (異議なし) 異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。
議長	次に 報告事項 について確認します。
議長	農地法施行規則転用届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
川面地区 推進委員	農業用倉庫を建てられています。 届出書を提出されています。
議長	農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	1番は、豪雨災害で水路が土砂に埋まり耕作が出来ない為、解約します。
山田地区 推進委員	2番と3番は、借受人が耕作困難な為、解約します。 現在、次に耕作をしていただく方を探しています。
中川地区 推進委員	4番は、所有権移転する為、解約します。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。
-----	--